

社外役員の独立性基準

当社は、社外役員（社外取締役および社外監査役）が、次のいずれの項目にも該当しない場合、独立性を有していると判断します。

1. 当社および当社グループの業務執行者（業務執行取締役、その他の業務を執行する役員、業務を執行する社員、使用人）または、その就任の前10年間に当社および当社グループの業務執行者であった者
2. 当社を主要な取引先とする者（直近事業年度の取引額がその者の年間連結売上高の2%を超える者）、または、その者が法人の場合は当該法人の業務執行者
3. 当社の主要な取引先である者（直近事業年度の取引額が当社年間連結売上高の7%を超える者）、または、その者が法人の場合は当該法人の業務執行者
4. 当社の議決権の10%以上の株式を保有する株主である者、または、その者が法人の場合は当該法人の業務執行者
5. 当社および当社グループが議決権の10%以上の株式を保有する会社の業務執行者
6. 当社の会計監査人である公認会計士若しくは監査法人の社員、パートナー若しくは職員・従業員である者
7. 当社および当社グループの主要な金融機関（資金調達において必要不可欠であり代替性がない金融機関）の業務執行者
8. 当社および当社グループから役員報酬以外に、直近に終了した過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家である者、または、その財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、その団体に所属する者
9. 直近に終了した過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上の寄付または助成を当社および当社グループから受領した者、または、その財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、その団体に所属する者
10. 当社および当社グループの業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外役員を兼務している場合、当該他の会社の業務執行者
11. 当社の直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、上記2～9のいずれかに該当していた者。
12. 上記1～11に該当する者が重要な者（取締役、監査役、および部長格以上の社員、但し、社外取締役、社外監査役は除く）の場合、その近親者（配偶者、二親等内の親族又は同居の親族）